

塩竈市新婚さん応援事業のご案内

塩竈市では、令和8年4月から新婚世帯の新生活を支援する事業を新設します。

1. はじめにご確認ください

(1) 補助対象者

次のいずれにも該当する夫婦が対象となります。

- ①令和8年度内に結婚した世帯（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ③夫婦の所得を合算した金額が500万円未満（奨学金の返済がある場合は控除あり）
- ④夫婦の双方又は一方が本市に住民登録があり、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地である
- ⑤ライフデザイン支援講座・プレコンセプションケアに関する講座・共家事共子育て講座（男性の家事・育児参加のための講座を含む）を受講、又は医療機関への妊娠・出産に係る相談をした夫婦
- ⑥世帯の構成員全員に、市区町村民税等の滞納がないこと
- ⑦世帯の構成員全員が塩竈市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

○ライフデザイン支援講座・プレコンセプションケアに関する講座・共家事共子育て講座の受講について

・宮城県作成の動画の視聴で、受講に代えられます。視聴を希望される方には動画URL（限定公開）をご案内しますので、申請時に窓口でお申し出ください。

(2) 補助対象費用

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで夫婦が支払った以下の費用。ただし、他の補助金等の対象となった費用を除く。

- ①住宅取得費用
- ②住宅賃借費用
- ③リフォーム費用
- ④引越費用

①住宅取得費用

住宅（建物に限る）の購入費（住宅ローンの残金含）または工事請負費。ただし、婚姻前に取得した場合は、婚姻の日の1年前の日から当該婚姻の日までの間に婚姻を機として取得した住宅に係る費用。

②住宅賃借費用

4月分以後の住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当額を控除した額。婚姻前に賃借開始した場合は、別途要件を確認。

③リフォーム費用

婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等に係る工事費用。婚姻前にリフォームした住宅では、婚姻の日の1年前の日から当該婚姻の日までの間に婚姻を機としてリフォームした費用。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置に係る費用は、補助対象としない。

④引越費用

住宅への引越に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用。

(3) 補助金の額

①から④までの費用の合計額とし、以下の表のとおりを限度とします。

年齢要件	限度額
夫婦のいずれも29歳以下	60万円
夫婦のいずれも39歳以下	30万円

なお、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。

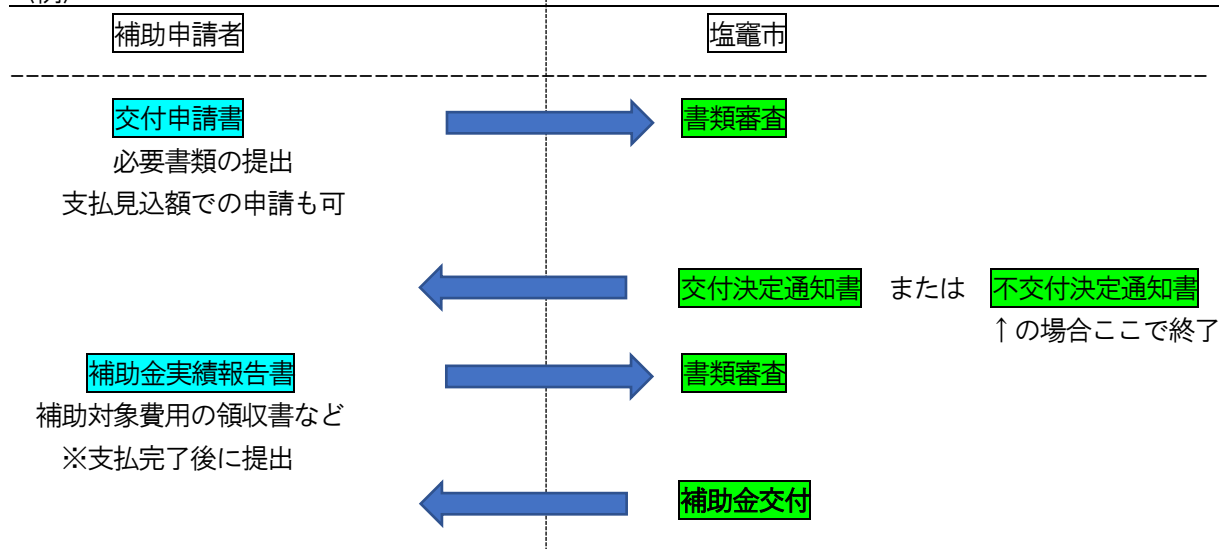
2. 申請手順

(1) 申請できる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 申請の手続きの流れ

〈例〉



※交付申請後に、交付申請書に記入した内容から変更があった場合は、変更承認申請書の提出も必要になる場合がありますので、お問合せください。

(3) 交付申請に必要な書類

①補助金交付申請書（様式第1号）

②添付書類

	添付書類名	取得先	摘要
<input type="checkbox"/>	婚姻の事実が記載された戸籍の全部事項証明書	塩竈市：市民課(有料)	謄本
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の住民票の写し	塩竈市：市民課(有料)	コピー
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の直近年度の課税（非課税）証明書	住所地 {1月1日（賦課期日）時点} の市区町村発行 [塩竈市：税務課(有料)]	原本
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の直近年度の市区町村税に係る納税証明書（完納証明書又は非課税証明書）	住所地 {1月1日（賦課期日）時点} の市区町村発行 [塩竈市：税務課(有料)]	原本
<input type="checkbox"/>	住宅取得の場合は、住宅取得に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	住宅賃借の場合は、住宅賃借に係る賃貸借契約書の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	住宅賃借で、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当支給状況証明書（様式第2号）	住宅手当支給状況証明書（様式第2号） ※勤務先で記入されたもの	原本
<input type="checkbox"/>	住宅リフォームの場合は、住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	引越の場合は、引越業者又は運送業者への支払に係る見積書又は契約書等の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	申請日時点で貸与型奨学金の返還を行っている場合は、貸与型奨学金の返還額が確認できる書類		コピー

(4) 実績報告に必要な書類

①補助金実績報告書（様式第8号）

②添付書類

	添付書類名	取得先	摘要
<input type="checkbox"/>	住宅取得の場合は、住宅取得に係る領収書等の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	住宅賃借の場合は、住宅賃借に係る領収書等の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	住宅リフォームの場合は、住宅リフォームに係る領収書等の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	引越の場合は、引越に係る引越業者又は運送業者への支払に係る領収書等の写し		コピー

(5) 補助金の請求に必要な書類

①請求書（任意様式・参考様式あり）

3. 予定件数

30件（先着順）※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります

4. 受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 様式・記入例

【別冊】塩竈市新婚さん応援事業 様式・記入例

お問い合わせ

塩竈市総務部 政策課 政策企画係

〒985-8501 宮城県塩竈市旭町1番1号

電話：022-355-5631

FAX：022-367-3124